

介護職員処遇改善、特定処遇改善加算及び処遇改善支援補助金に関する支給基準指針

社会福祉法人 徳寿会

1. 処遇改善手当

(1) 次に定める職員別に支給する。

- a. 正規雇用の介護職員
- b. 常勤契約の介護職員
- c. 非常勤契約の介護職員

(2) 支給額について

(1)の a と b については、月額(定額)で、c については、時間額(定額)で支給する。

2. 特定処遇改善手当

(1) 次に定める職員別に支給する。

- a. 介護福祉士所有し、当施設で 10 年以上勤務している介護職員、または管理者業務をしている介護職員
- b. a 以外の介護職員
- c. 調理職員

(2) 支給額について

- a. 正規雇用、もしくは常勤契約の職員は月額(定額)で、非常勤契約の職員については時間額(定額)で支給する。
- b. その他、一時金として 2 の(1)の a:b:c=2:1:0.5 に配分し、各職員の勤務率に応じた額を支給する。

3. 介護職員の処遇改善及び特定処遇改善加算取得のための実施項目

- (1) 資格取得のための支援実施
- (2) リスクマネジメント研修等の実施
- (3) 中途採用者並びに新卒者への研修の実施
- (4) 資質向上を目指す研修の実施

4. 介護職員処遇改善支援補助金について

(1) 次に定める職員別に支給する。

- a. 正規雇用、常勤契約の介護職員

b. 正規雇用、常勤契約の介護以外の職員

c. 非常勤契約の介護職員

d. 非常勤契約の介護以外の職員

※居宅介護支援センター、地域包括支援センターの職員は規程により対象外

(2) 支給額について

(1)の a と b の比率を 1:0.6 として支給し、c は a の額から、d は b の額から勤務率を乗じた額を支給する。

(3) 令和4年2月と3月は一時金として支給し、令和4年4月から9月までは(1)の a と b は定額として、c は a の額から、d は b の額から勤務率を乗じた額を支給する。

以上

令和4年4月1日